

## 検 討 項 目

### 利害関係者等の対応関係

対応記録が必要となる範囲

(例) 利害関係者等に関わらず対応した案件（要望、要求等）全て、又は利害関係者や議員（秘書を含む）による案件に限定、又は不当な案件に限定

対応記録を開示する情報の範囲

(例) 記録したもの全て、又は不当な案件に限定

開示情報の対象

(例) 件数のみ、又は要望者、要望・対応内容

利害関係者等が訪問してきた際の対応方法

(例) 複数人で対応する。

(例) 対応する場所は、原則、打合せスペース等とし、自席では対応しない。（止むを得ず自席で対応する場合は、情報漏えいに注意する）

議員の対応について

(例) 市議会議員は課長以上（必要に応じ係長以上）、県議・国会議員は部長級以上が対応する。

(例) 議員からの要望窓口を特定の部署に一本化する。

利害関係者等との禁止行為

(例) ①金銭、物品又は不動産の贈与を受ける（通常の社交儀礼の範囲を除く）、②金銭の貸付を受ける、③無償で物品又は不動産の貸付を受ける、④無償でサービスの提供（送迎など）を受ける、⑤酒食等のもてなしを受ける、⑥未公開株式を譲り受ける、⑦共に麻雀等の遊技・ゴルフ・旅行すること。

利害関係者等との禁止行為の例外

(例) 学生時代からの友人など、私的な関係がある場合で、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯、行為の態様から見て市民の疑惑や不信を招くおそれがない場合

## その他の取組みについて

### □ 研修関係

- (例) 特別職、幹部職員への倫理研修の実施
- (例) 設計・契約事務担当者等の定期的な倫理研修の実施
- (例) 財務・会計事務の実務に即した研修の実施
- (例) 議員対応に関する研修の実施
- (例) 議員との倫理意識を共有化
- (例) 議員を対象とした倫理研修の実施

### □ 各種取組み

- (例) サービスの宣誓や倫理ミーティングの見直し
- (例) 報告・連絡・相談がしやすい職場環境づくり

### □ 業務の見直し

- (例) 業務のマニュアル化
- (例) 業務内容の見直しにより、業務量の削減を図る。